

長岡市鳥獣被害対策捕獲わな導入支援事業事務処理要領

令和3年3月15日

方針伺

(趣旨)

第1条 近年、野生鳥獣による人的被害及び農作物被害等は、他地域からの移入や小雪により自然淘汰される個体数が減少し、生息密度が増加しているため、市内全域に拡大している。野生鳥獣による被害の軽減を目的として、予算の範囲内で長岡市鳥獣被害対策捕獲わな導入支援事業補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長岡市補助金等交付規則(昭和36年長岡市規則第6号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 小型動物用捕獲わな購入支援事業
- (2) イノシシ等用捕獲わな購入支援事業

2 前項に掲げる事業に係る補助対象経費、事業主体及び補助率等は、別表に定めるとおりとし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、別に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の申請を行おうとする者は、別記第1号様式のほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 導入するわな等の概要が確認できる資料(カタログの写し等)
- (2) その他市長が必要と認める資料

(補助金の交付決定)

第4条 補助金を交付することに決定したときは、別記第2号様式を申請者に交付するものとする。

(事業の実績報告)

第5条 補助金の交付決定を受け、事業の報告をしようとする者は、別記第3号様式のほか、次の書類を添付するものとする。

- (1) 事業の実施が確認できる資料(写真等)
- (2) 支払いを証する書類(領収書、レシート等)
- (3) その他市長が必要と認める資料

(補助金の確定通知)

第6条 補助金の額を確定したときは、別記第4号様式を交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則（令和3年3月15日方針伺）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日長鳥対第214号）

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日長鳥対第273号）

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業の内容	補助対象者	補助対象経費	補助率等
1 小型動物用捕獲わなの購入	市内に住所を有する農業者が組織する団体等	小型動物用捕獲わなの購入費	1 基当たりの単価（上限額を 18,000 円とする。）に数量を乗じて得た額の合計額（ただし、補助金の総額は、36,000 円を上限とする。）
2 イノシシ等用捕獲わなの購入	長岡市鳥獣被害対策実施隊員であって、わな猟免許を有する者	(1) イノシシ等用くりわなの本体、わなの修繕に係る消耗品及び捕獲通知機器の購入費	本体については、1 基当たりの単価（上限額を 24,000 円とする。）に数量を乗じて得た額を上限額とし、わなの修繕に係る消耗品については、24,000 円を上限額とし、捕獲通知機器については、48,000 円を上限額とする。（ただし、補助額の総額は、72,000 円を上限とする。）
		(2) イノシシ等用箱わなの本体、付属品及び捕獲通知機器の購入費	本体については、付属品を含め、1 基当たりの単価（上限額を 105,000 円とする。）に数量を乗じて得た額を上限額とし、捕獲通知機器については、48,000 円を上限額とする。（ただし、補助額の総額は、105,000 円を上限とする。）